

会費未納者に関する規則

- 1 会費を 3 年間滞納した場合には、理事長から会費未納の旨書面による通知を行うものとする。
- 2 上記に対し、1 か月以内に会費の納入がない場合には、会員継続の意志がないものとみなし、資格喪失の手続きをとる。
- 3 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規則は、2003 年 9 月 13 日から施行する。
- 2 本規則は、2003 年 9 月 13 日施行の会費未納者に関する内規を改正したものである。
- 3 本規則の改正は、2010 年 11 月 15 日より施行する。
- 4 本規則は、2011 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 本規則の改正は、2017 年 12 月 27 日より施行する。